

議案第 7 6 号

四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例について

四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例

四万十町公共下水道条例（平成18年四万十町条例第155号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定は、計画の変更について準用する。

第 5 条第 3 項を削る。

第13条第 1 項中「第 3 号若しくは第 4 号若しくは同条第 2 項」を削る。

第17条第 1 項中「10円」を「 1 円」に改める。

別表中「960円」を「1,056円」に、「110円」を「132円」に、「120円」を「144円」に、「130円」を「156円」に、「140円」を「168円」に、「150円」を「180円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。